

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回那珂川市図書館協議会		
開催日時	令和5年12月6日(水) 10:00~12:00	開催場所	那珂川市中央公民館 第1学習室
出席者	<p>1. 委員 河井委員、笹渕委員、原委員、松永委員、白水委員、中島委員、加峰委員 (欠席者)鳥飼委員、平野委員</p> <p>2. 執行機関(事務局) 大鶴図書館長、襖田図書館運営課長、岩野図書館運営課係長、八田図書館運営課主任、吉岡文化振興課長、藏菌文化振興課文化振興担当係長、小林文化振興課文化振興担当主事</p>		
配布資料	<p>資料1-1:令和5年度図書館事業経過報告について(7月~10月) 資料1-2:令和5年度図書館事業写真(7月~10月) 資料1-3:令和5年度利用状況 資料2:ミニ図書館・出張図書館サービスの終了について 資料3:令和6年度図書館運営方針(案)について 資料3 補足資料:那珂川市図書館運営方針を改定するにあたって 資料4:読書に関するアクセシビリティの向上について</p>		
公開区分	<p>開示 ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由:情報公開条例第9条第1項第4号に該当)</p>		
<p>議題及び審議の内容</p> <p>1. 会長挨拶</p> <p>最近、世界各国の15歳を対象とした学習到達度調査の報告がニュースで報道されており、今回の調査では、以前から課題だと言われていた「読解力」の部分が世界3位まで上がっていたという内容だった。分からない言葉を丁寧に説明したり、自分で調べる方法を子どもたちに教えるなど学校教育の成果だとニュースの中では触れられていたが、市や地域の皆さんがこれまで取り組んでこられた子ども読書の取組の成果もここに含まれているのではないかと私は思う。0歳児からずっと絵本を手渡してきたことなど、地域の支えという部分はなかなか数字には表れないので、裏づけることが難しいが、自分たちがやってきたことが子どもたちにきちんと届いて、その影響で子どもたちの力がついてきているということに、自信を持っていいのではないかとニュースを聞きながら思った。新しくリニューアル予定の図書館が、子どもたちだけでなく様々な利用者に対して、目に見えない部分含め良い影響を与えられるような施設になればと思っているので、そのために皆さんのお知恵をお借りできればと思う。</p>			

2. 報告

(1) 令和5年度図書館事業経過報告について(7月～10月)

(図書館運営課長から説明) 別紙説明資料1-1～1-3のとおり

【質疑応答】

[委員]: 報告の中で説明のあった「ティーンズルーム女子商連携プロジェクト」について、非常に素晴らしい取り組みだと思うが、女子商側の参加者は図書委員等、特定のグループから選出したのか。

[事務局]: 特定のグループから選出したということではなく、学校の先生を通して希望者を募り、自主的に希望した生徒が参加している。

[委員]: 同じく「ティーンズルーム女子商連携プロジェクト」について、子どもたちから具体的にどのような要望が挙がっていたか教えてほしい。

[事務局]: 子どもたちは心が休まる場所を求めており、靴を脱いでゆっくりできる場所が欲しい、グループでいろいろ話合いができるように机を自由に動かせるようにしてほしい、自分たちの趣味など好きなものを共有できるような仕組みがほしい等の意見が特徴的だった。靴を脱いでゆっくりできるスペースについては、少し段をあげて人工芝を引いてはどうかといった意見もあり、大人には思いつかない発想で、子どもたちの視点で過ごしやすさについて考えられた素直な意見が多かった。

[会長]: 非常に面白い取り組みだと思うが、子どもたちの意見についてはどの程度工事に反映できそうか。

[事務局]: 予算等の都合もあり、全てを反映させることはなかなか難しいが、できるだけ彼女たちがイメージしてくれたものに近づけられるようにというところで、今、工事の設計業者とも打合せをしながら進めているところだ。

[委員]: せっかく子どもたちが意見を出しても、大人の都合で全て自分たちの考えが却下されたら、次から会議に出る気が失せてしまうということもあると思うので、できるだけ前向きに検討してもらえたらと思う。図書館の奥にできるこのティーンズルームは、子どもたちの元気な笑い声や話し声が響くことが考えられるが、静かに本を読んでいる人たちにその声が届かないようになっているのか。壁の厚さ等、その辺りの対策についてはどう考えているか。

[事務局]: 完全な防音というのは難しいが、ティーンズルームで活動している様子を外にいる人たちにも見てもらいたいというところは一つ目標で、壁をガラス面で製作予定である。声については多少漏れてしまう部分もあると思うが、サイレントルームという防音で静かに過ごせる部屋も反対側に作る予定なので、静かに過ごしたい利用者にはその辺りも上手く活用してもらえたらと思う。

[委員]: サイレントルームについてもガラス張りか。

[事務局]: その予定である。

[委 員]：ティーンズルームの活動の様子が見えるのは、世代間の直接の交流がなくても、こんなことをやっているというのが目に見えて分かり、すごくいいと思った。子どもたちの安全面という意味でも外から見える方が安心できる。

[事務局]：図書館内にエントランスのものを少し小さくしたミリカの木が2つできる予定だが、そのうちの1つ、入り口側のミリカの木近くは絵本や児童書のコーナーになる予定である。今までは図書館内で、保護者が子どもたちに静かにしなさいと注意する姿を見かけることもあったが、新しくサイレントルームという部屋ができることによって、子どもたちの笑い声が気にならないような、親子連れでも伸び伸びと利用できるような図書館にできたらそれが第3の居場所づくりにもつながっていくのではないかと思う。

[委 員]：ティーンズルームについて、ガラス張りだと周りの大人から見られているという感覚があり、嫌だという子どもも出てくるのではないかと懸念するがどうか。

[事務局]：その辺りも設計業者等と議論しながら、エントランスに設置している白い大きなカーテンを少しアレンジしたようなものを取りつけて、視界が少し遮られる状態にできたらと考えている。

(2) ミニ図書館・出張図書館サービスの終了について

(図書館運営課長から説明) 別紙説明資料2のとおり

【質疑応答】

[委 員]：コロナの影響が落ち着き、小学校で対面の読み聞かせができるようになったタイミングで、長期間図書館の利用ができないというのは厳しい部分があるため、何らかの読み聞かせの支援についてご検討いただきたい。

[会 長]：福岡県立図書館が移転したときは半年ほど貸出もせず、完全休館していたが、それは本をどこかに貸出していたり、バラバラの状態だと新しい書架にきちんと並べていけないという理由があったためだ。例えば、今から来年の5月まで読み聞かせの計画を立てておいて、これだけは貸してほしいという本のリストを事前に申請して、その本については、移転と関わらないところで準備をしておくとかそういった対応は検討できるのではないか。読み聞かせボランティアの皆さんにも負担がかかると思うが、そこはお互いの協力の仕方によっては、今要望されたようなことも可能なのではないかという気がするが、いかがだろうか。

[事務局]：今回は資料・備品の移動や新しい書架への配架作業の関係で、長期の休館期間となるため、予め読書関係団体用の貸出しセットを少し多めに準備させていただき、貸出を希望する場合は1月14日までに申請いただくよう、団体向けにご案内を差し上げているところである。

- [委 員]：団体用の貸出セットはいつまでに返却すればいいのか。また何冊まで借りられるのか。
- [事務局]：学校向けの団体貸出については、先生が異動される兼ね合いもあるため、令和6年の3月末までの返却期限としているが、読み聞かせボランティア団体等については、図書館オープン前の5月末までに返却いただければ問題ない。市内各所に設置している返却ポストについては休館中もご利用いただけるため、ポストから随時返却いただくことも可能である。貸出冊数については300冊まで対応可能である。
- [委 員]：小学校の修学旅行の平和学習で使用するために、図書館から数十冊本を借りており、返却期限が12月27日までということになっていたが、修学旅行の日程が延期になり、返却日の猶予があまりないのだが、27日から図書館は年末年始のお休みということで、26日までに返さなければいけないだろうか。
- [事務局]：システムの設定間違いで27日と印字されていたようなので、1月6日までに返却いただければ問題ない。
- [委 員]：季節の昆虫の本など、特に物語以外の本が元々学校の図書室には少なく、古い本は毎年廃棄しているため、書架自体が空になっており、保護者から使わない本を寄贈してもらっている状態である。学校の予算で買えるものは限りがあるので、やはりその辺りは休館中についても少し図書館の本を借りられたらありがたい。学校に長期間図書館の本を置いておくというのも管理の面で少し不安がある。
- [事務局]：学校向けの貸出については、先ほどもご説明したとおり、担任の先生が変わる等の都合もあるため、3月末までに返却ということをお願いしている。4月、5月の2ヵ月については、学校向けの貸出はできないが、読み聞かせに使う本については、5月までプログラムを組んでいただいて、1月14日までに申込みいただければ5月まで貸出できるよう対応させていただく。児童書については、直接見て選書する必要があるため、ミニ図書館・出張図書館サービス実施中は、本を段ボールから出して保管場所内の書架に並べている。それを工事完了後、本の移動前に全て箱に戻すという作業の時間を確保しなければならず、長期間の休館になってしまうが、ご理解いただければと思う。
- [会 長]：お互いの事情で難しい部分もあるが、協力しながらできる限りのことをやっていただきたい。読書ボランティア団体同士が休館中に借りたい本が被るという可能性もあるが、そこもボランティア同士で上手く連携を取りながら対応していただければと思う。
- [委 員]：中学校のビブリオバトル開催前後も、子どもたちが学校の図書室へ押しかけて、本が足りなくなるという状況になる可能性があるため、実施時期については、図書館オープン後の6月以降で検討してもらえよう学校側にも相談したい。

[事務局]：ビブリオバトルについては、司書部会などを通して、こちらからも調整させていただく。

[委員]：休館中も電子図書館のサービスは使えると思うが、図書館の利用カードを持っている人しかそもそも電子図書館が使えない。休館中に電子図書館を使いたいから新しく利用カードを作りたいという場合はどうすればよいか。

[会長]：図書や備品の移動だけでなく事務所の機能も移動することになるため、休館中に新しく利用カードを発行するのは難しいという事情があるのではないかと。広報紙やチラシ等で休館の周知をするときに、休館中に電子図書館を使いたい場合は、利用カードの登録を1月14日までに済ませてくださいということは併せてお知らせすべきだろう。

[委員]：会長からお話いただいた通りである。周知については、その文言を加えたいうえで市の広報紙等に掲載する。

3. 議題

(1) 令和6年度図書館運営方針（案）について

（文化振興課文化振興担当主事から説明）別紙説明資料3・補足資料のとおり

【質疑応答】

[会長]：前回の提案時より随分読みやすくなり、図書館が何をしたいかということがはっきり分かるような整理の仕方をしていただいたかと思うが、皆さんからもご意見があればお聞きしたい。

[委員]：「第3章 職員の役割」の5番目の主語のみ「職員」ではなく「図書館」になっているため少し違和感がある。主語を変えるか5番目の項目のみ第2章に移動させてはどうか。

[事務局]：ご指摘の通り修正させていただく。

[委員]：「第2章 図書館が守るべきこと」の3番目の項目に、「図書館は一時的な社会的要請や個人・組織・団体からの圧力や干渉に影響されることなく、適切に資料を管理し保存するよう努めます」と記載されているが、これは今までの運営方針にはなかった部分のため、どういう経緯で入れたのかということと、ここで言う「一時的な社会的要請」に当たるかどうかは、誰が判断をして、どう残していくのかという部分をお伺いしたい。

[事務局]：こちらについては、前回、会長からご指摘いただいた部分も踏まえて、図書館が社会的な影響等に屈せず、自らの資料収集方針に基づいて、収集すべき資料を収集する場所であるための拠り所として記載している。現状として、実際に今こういうことが起こっているという意味で書いているわけではなく、近年の世界情勢等も踏まえて、万が一に備えて書いているという意味合いが強い。決して今、実際に図書館を利用されている特定の個人組織団体からの要請を断るといようなことをイメージ

するものではないことはご理解いただきたい。

[会 長]：図書館で勤務していた経験からすると、思想的に一般から見れば偏りがあると思われる人が来られて、「私はこの人のことをすごく信仰しているのに、この人の本が1冊もないのはおかしいから、出版されている本50冊全部入れてほしい」というようなことをおっしゃる場合もある。そういう時にこういう文言があると、「運営方針に記載されているとおり、当館の資料収集方針に合うかどうか検討してからお答えいたします」ということが言える。そういうことをきちんと表現しておかないと、「この資料とこの資料が入っているのに、これが入っていないのはなぜか」と言われて、今まではちょうど資料のバランスがとれていたのが、その1冊を入れると、他にもっと違う資料も入れないとバランスが取れなくなるということもある。図書館は、ただやみくもに資料を集めているわけではなく、そういう思想信条も含めて検討しながら資料を収集しているので、その拠り所となる部分というふうに考えていただけたらいいのではないかと思う。

[委 員]：利用者が100人いれば100通りの考え方があるが、偏った考え方だけに左右されず、常に平等を意識して、バランスを考えて、入れるべき本を選択するのは、すごく大変だろうなと感じた。寄贈や寄付についても、「この本を無料であげるから入れてください」と持ってこられたときに、それを本当に入れるべきかというのは慎重に判断する必要があると思った。

[事務局]：寄贈や寄付についても直接持ってこられる場合や郵送など様々なパターンがあるが、一定の基準をもとに判断して受け入れをしている。

[会 長]：いろんな思想・考え方のタイプがあったという社会の現実を、図書館が保存して持つべきだということのも一つの考え方としてはあるが、その場合は、一部だけではなくて、他の様々な思想のものも入れて、持つておかなければいけない。非常に悩ましいところではあるが、そこでぶれないようにするためには、運営方針をより具体的にした資料収集方針含め、どの職員が対応しても、当館はこの方針をもとにきちんと選書をしているということが詳細に示せるものを作っておく必要がある。

[委 員]：図書館は知識の塊だからこそ、選書という部分にはものすごく気を遣う必要があるのだと感じた。「せっかく寄贈したのになぜ置かないのか」というクレームがあった場合に、この本は図書館協議会の中できちんと協議をして、図書館の方針に合わないため受け入れ不可の判断をしたというような運用の仕方があってもいいのではと思った。そのための図書館協議会でもあるのではないか。

[委 員]：第2章の3番目の項目の最後が、「適切に資料を管理し、保存するよう努めます」となっており、本を受け入れるのと、保存するのは全然意味が違うので、「保存」という書き方になっているのはいいと思う。

[会 長]：他にご意見がなければ、この運営方針案については皆さんからご承認いただいたということによろしいか。

[委 員]：良い。

(2) 読書に関するアクセシビリティの向上について

(図書館運営課係長から説明)

別紙説明資料4は、那珂川市図書館で利用できる読書バリアフリーサービスの一覧を示している。④から⑥の一部は、今回この場に持参しており、入り口付近に設置しているので、お時間のある時にご覧いただければと思う。まず、①から④は主に視覚障がいなどを理由に読むことが困難な人向けのサービスである。①は対面朗読で、視覚やその他の障がいのために読書が困難な利用者に対して、代わりに本を読み上げるサービスである。②、③については、那珂川市図書館には所蔵していないため、利用者から貸出し希望の申請があれば、県立図書館をはじめ、資料がある全国の図書館を探して、そちらから借り受けの手続きをしたうえで、利用者に提供する。

①から③のサービスについては、ここ10年は利用がない状況であり、原因としては、対象者への周知不足が大きいと見ている。対策としては、図書館だよりにバリアフリーサービスを特集する、図書館のウェブサイトにはバリアフリーサービス紹介のページを作成する等で周知していきたいと考えている。また、今後、市の広報紙にも図書館のバリアフリーサービスについて掲載していただけるように要望していこうと考えている。さらに図書館で行われる他自治体との協議会等の場でも、他館が行っているバリアフリーサービスの周知方法はどのようなものか情報収集しながら、取り入れられる方法については実施したいと考えている。

次に④の読書支援ツールについて、拡大読書器は、この場には持参していないが、据置き型の拡大器で、拡大だけではなく、文字の白黒の反転などもできるようになっている。ルーペやリーディングトラッカーは、こちらに持参しているが、リーディングトラッカーは、両サイドの文字が隠れて、読みたい行が透明の部分に透けて見えるような仕組みになっており、読みたい行に集中することができる。これはディスプレイの人などに有効だと聞いている。ルーペや老眼鏡については特に高齢者を中心に日常的に利用されているが、拡大読書器については、ほとんど利用がない。原因としては、まず使い方がよく分からないということもあるのではないかと考え、もともと拡大読書器に付属していた説明書ではなく、それを少し簡単に分かりやすくしたものを近くに置くようにした。それから使用した際にどのように見えるかというイメージが伝わりにくいのではないかと考え、今後は使い方がイメージできるような体験会等も実施していけたらと考えている。

続いて、⑤のバリアフリー図書について、まず、大活字本は一般書だけではなく、児童書も所蔵している。今回、この場にも何冊か持参しているが、出版社によって文字の大きさや書体の使い方等が違う。この大活字本は、今現在多く利用されており、貸出実績としては、令和3年度は3,442冊だったが、令和4年度は3,671冊と

増加している。購入も積極的に行っており、令和4年度末で25,129冊の所蔵だったが、令和5年11月末現在は、25,738冊所蔵している。今後も利用者の資料選択の幅が広がるように購入を進めていく必要があると考えている。次に点字資料については、本格的な点字以外何も書いていない資料というよりは、点字とイラストが書いてある絵本のような資料や雑誌「テルミ」等を所蔵している。それからLLブックについても持参しているが、短い文章で、振り仮名や写真等が入り分かりやすく書かれた本で、こちらも一般書と児童書の両方を所蔵している。こちらについては、近年になって積極的に購入していくようになったため、まだ所蔵数としては少ない。また、周知不足という課題もあると考えており、今後も積極的に購入するとともに、図書館だより等を通して周知していきたいと考えている。他にも朗読CDやバリアフリー対応のDVD、布絵本等も所蔵している。

最後に⑥その他のサービスについて、まず電子図書館は、読み上げ機能や文字の拡大機能がついているものがある。筆談ボードやコミュニケーションボードは、カウンターに常備しており、コミュニケーションボードについては、利用者に指を指していただき、希望するサービス内容をお伝えいただくというものである。車いすについても貸出の希望があれば貸出している。

現在内部でマニュアルの改定を行ったり、国立国会図書館が製作した視聴覚障がい者向けの資料をインターネット経由で利用できるサービスの登録館になれるよう申請をしたり、職員に対してアプリ等も活用しながら録音図書等の取扱いを学ぶ研修会を行ったり、利用者が少しでもサービスを利用しやすい環境を整えられるよう尽力しているところだが、委員の皆さまにも周知方法等についてぜひご助言いただければと思う。

【質疑応答】

[会 長]：どんなサービスも結局使ってもらうことが1番大事なことではないかと今、説明を聞きながら思った。何十年も前から各地で図書館ができる度に必ず対面朗読室が作られているが、あまり使用されておらず、物を置く部屋になっていたり、ボランティアの活動部屋になっていたりという状況をよく聞く。実際は読んでほしいと思っている人はいると思うので、こういうことをやっていますよというお知らせをすることで、活用できる部分もあるのではないかと。立派な部屋なのに、本来の用途で活用されていないのはもったいなく感じる。しっかり使ってもらえるようにPRしていただきたいと思う。

[委 員]：私は、市の広報紙を音声訳するボランティアをしているが、最近は高齢社会になってきているので、視覚障がいの人だけではなく、本は好きだけど活字を見るのがきついというご高齢の人もよく来られる。音声訳のCD版を利用される人が全体的にちょっとずつ増えてきているように感じる。やはり広報紙というのは那珂川市の情報源なので、そこに那珂川市図書館でもこういうサービスがあるということをもっと載せていただければと思う。今回このような形で、協議の議題としてバリアフリー

サービスをご紹介いただけたことが嬉しい。これから休館の期間もあると思うが、そのお休みの間に、こういうサービスがあるからリニューアルオープンしたらぜひ利用してほしいということをお知らせするのも良いと思う。昔、広報紙に掲載していた図書館へ行こうという連載が個人的に大好きだったのだが、音声訳の利用者にも、毎回楽しみにしてくださっている人が結構いらっしやって、ブックトークみたいな内容なので、最後は読んでみてくださいと本に誘導する形が好評で、この先の話が知りたいという声もよく聞いた。実際に視覚障がいをお持ちの人に会って話をしたら、スマホで県立図書館から本を借りて読んでいるという話をよく聞くため、それをぜひミリカからでも読めるようにしていただいて、たくさん利用してほしい、まずは身近な図書館にも行ってみたいかなと思っている。

[事務局]：おっしゃるとおり、今まではこのようなサービスのことを、例えば、「障がい者サービス」という言い方をしていたが、今は、障がいをお持ちの人だけではなく、高齢者や外国の人等、図書館を利用される人は様々であるため、図書館としてはそれぞれの利用者が利用しやすいように環境を整える必要があると考えている。またそういったサービスについて、広報やPRの方法を工夫していく必要があると改めて感じたところだ。

[委員]：生まれつきではなく、ある日突然、突発性難聴で耳が聞こえなくなってしまう子どもは手話ができなかったり、事故で目が見えなくなったり、支援学校に転校しないといけなくなった子どもは点字が読めなかったり、同じ障がいをお持ちの人でもそれぞれできること、できないことに違いがある。でも、自分ができる得意な分野で、自分ができる範囲で楽しめるような、それぞれの利用者に合ったサービスがあるというのを情報発信していくことが大事なのではないか。

[委員]：障がいをお持ちの人はなかなか自分では動けない部分もあると思うので、そういう人のサポートをしている人たちに、チラシを直接配布したり、バリアフリーサービスの研修会をしたりする方法も有効なのではないか。

[会長]：ご意見いただいたように、今から休館するという情報だけではなく、もうすぐ開館というふうに捉えて、6月のリニューアルオープン前までに、PRの部分を強化するというのはとてもいい案だと思う。ご説明いただいたサービスの中の対面朗読室については、電話予約が必要なのか。

[事務局]：読む本が短いものであれば、来館された当日でも対応可能だが、長いものについては、やはり時間の確保や職員の業務の都合があるので、ご相談させていただいて、別の日時を調整して改めてご利用いただくということにしている。

[会長]：障がいをお持ちの皆さんの中でもパソコンなどインターネットを活用されていらっしやる人はたくさんいるので、事前予約がHP等でできれば

利用も増えるのではないかと。電話をわざわざかけるのはちょっと気が引けるといふ人もいるだろうし、パソコンで予約申込みができるとより使いやすいのではないかと。思う。

[委員]：読書バリアフリーについては、本当に知らない人が多いというのが1番の問題だと思うので、市役所の障がい者支援課で、障がいをお持ちの人に対して、その人が利用できそうなサービスのチラシやツールそのものをお渡しして、直接宣伝出来たらもっといいのかなと思った。社協やボランティア支援センター等、横のネットワークを活用して、例えば障がい者向けにいろいろなサービスがあるよというのは、既に紹介されていると思うので、その中の一つとして図書館のサービスの紹介を入れていただくといった方法も考えられるかなと思う。

[会長]：委員の皆さんからたくさん有益なご意見をいただいたが、これこそ運営方針の中でも触れられている「つなぐ」の部分だと思うので、ぜひいろいろな手法を試みていただければと思う。

4. その他 那珂川市教育委員会（文化振興課）からの報告事項 図書館リニューアル工事の進捗等について事務局から説明。

[会長]：以上をもって第2回那珂川市図書館協議会を閉会する。